

第10回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成21年7月16日（木）13：30～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第5会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：阿部、石崎、大谷、川原、菊池、北野、小泉、児玉、農頭、堀、宮崎、  
KHK：鈴木(好)、竹花、磯村、稲村、小山田、草野、鳥越

陪席者：山本（トヨタ自動車株）、植木、松田（株ホンダ技術研究所）

IV. 議事次第

- (1) 前回議事録(案)の確認・承認
- (2) 70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(仮称)の制定について
- (3) AI-C一般複合容器分科会の委員交代について
- (4) 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について
- (5) その他

V. 配付資料

- 資料10-1 移動容器規格委員会委員名簿  
資料10-2 第9回移動容器規格委員会議事録（案）  
資料10-3 70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(案)  
資料10-4 AI-C一般複合容器分科会委員名簿(案)  
資料10-5 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について

参考資料1 70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準解説

参考資料2 水素拡散シミュレーション(自動車研究第25巻第4号)

## VI. 議事概要

### 1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局が以下の紹介等を行った。

- ① 欠席委員（石田委員、藪田委員）の報告
- ② 本日の委員会は陪席者3名が参加
- ③ 11名の出席があり、規格委員会規程に定める定足数を満足し、委員会は成立（後に13名）

### 2. 前回議事の確認

事務局が、資料10-2に基づき「第8回移動容器規格委員会議事録（案）」を通読した後、当該議事録（案）の採決を実施した。出席委員の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

### 3. 70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（仮称）の制定について

(1) 事務局が、資料10-3に基づき「70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（案）」について、前回からの改正点に重点を置き説明した。質疑事項等は以下のとおり。

- ① p7 5 b)に「VH3容器のライナー（ボス及びその近傍を含む。）及びVH4容器のボス及びその近傍は・・・」と規定しているがVH3容器のライナーは自緊処理時降伏するため規定に矛盾があるのではないか。  
→ 「VH3容器のライナー（ボス及びその近傍を含む。）及び」を削る。委員会後、VH3であってもボス及びその近傍は降伏を起こさないことを規定する必要があるため、「VH3容器のライナー（ボス及びその近傍を含む。）及びVH4」を削ると修正。
- ② 長さの単位はm又はmm、圧力の単位はMPaに統一することとした。
- ③ 第9回委員会において検討するとしたガラス繊維の線経については、本規定部分が加重を分担しない繊維についての規定のため引張強さのみを規定し線経は規定しないこととした。
- ④ 組試験における膨張測定試験は、第9回委員会において文面を検討することとなったが、再試験ができる場合を解説で明確にすることとし、規定は変更しないこととなった。
- ⑤ 誤字等のため以下の点について修正することとなった。また、その他引用条項の確認、数字と単位の半角スペース等についても再度事務局にて確認し、適宜修正することとなった。

訂正箇所	事務局資料	訂正後
p2 3 d)	「 <u>1</u> 及び <u>2</u> 」	「 <u>1</u> 及び <u>2</u> 」、「 <u>1</u> 及び <u>3</u> 」
p3 3 d)3)	胴部にあつては胴部の繊維強	胴部にあつては胴部の繊維強

	<u>引張試験方法を引用する各規格は最新版を適用。化プラスチック</u>	化プラスチック
p3 3 f)	以下の1) <u>及び2)</u> に掲げる	以下の1) <u>から3)</u> までに掲げる
p3 3 f)	<u>2)</u> 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車又は	<u>3)</u> 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車又は

(2) (1)を踏まえた制定案について書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間について採決を実施したところ、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

(3) 事務局が同基準の解説について説明した。質疑等は以下のとおり。

- ① ガス透過試験の内容についてガス濃度は爆発か限界に比べ十分低いため安全な数値である旨の内容に変更することとなった。また、水素安全率は誤解を生む可能性があり使用しないこととした。
- ② 24 膨張測定試験の規定中「試験設備に不具合」は、「試験設備に不備」に訂正することとなった。
- ③ 条項の引用誤りは訂正する。

#### 4. AI-C一般複合容器分科会の委員交代について

事務局が前回委員会で承認されたAI-C一般複合容器分科会の委員について資料10-4のとおり変更したい旨説明した。分科会委員の変更について採決を実施したところ、出席委員の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

#### 5. 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について

事務局が資料10-5に基づき「容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正」について、背景、検討事項、スケジュールを説明した。

#### 6. その他

次回委員会は、平成21年10月20日13:30開始とした。場所は追って連絡することとした。

以上